

報告第 11 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

平成 24 年 9 月 10 日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第 10 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、三朝町災害対策本部条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成 24 年 8 月 27 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町災害対策本部条例の一部を改正する条例

三朝町災害対策本部条例（昭和38年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）<u>第 23 条の 2 第 8 項</u>の規定に基づき、三朝町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）<u>第 23 条第 7 項</u>の規定に基づき、三朝町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。